

世田谷区立老人休養ホーム条例の一部改正について

(付議の要旨)

老人休養ホームふじみ荘利用者の利便性の向上を図るため、世田谷区立老人休養ホーム条例の一部を改正する。

1. 主旨

平成26年4月より、老人休養ホームふじみ荘（以下「ふじみ荘」という。）における利用者の利便性の向上を図るため、平成26年第1回区議会定例会に世田谷区立老人休養ホーム条例の一部を改正する条例を提案する。

2. 改定理由

現在、60歳以上の区民並びにその配偶者及びその利用者に付き添う者を利用対象としているが、従来の利用者が区外に転出し利用できなくなったことや、区外在住の友人・親族との利用希望があり、より利用の便に供するため、60歳以上の区民との同伴利用を条件として、60歳以上であれば区外在住者であっても利用者として利用することができるように改定する。なお、宿泊及び宿泊室の日中利用についても同様とする。

3. 改定内容

(1) 利用対象の拡充

ふじみ荘の利用対象を次のとおりとする。

- ①区内在住60歳以上の者（老人）及びその配偶者
- ②上記の老人に付き添う者（付添者）
- ③上記の老人と共に利用する者（同伴者）
- ④指定管理者が必要と認めた者

※付添者→12歳以上60歳未満（在住不問）。ただし、老人1名につき、1名まで。
同伴者→60歳以上の区外在住者及び12歳未満の者（在住不問）。

(2) 使用料の新設

休憩利用（1日につき）に係る使用料を下表のとおりとする。

区分		使用料(1日につき)
60歳以上の区民		350円
	付添者	12歳以上60歳未満 (在住不問) 350円
	<u>同伴者</u>	<u>60歳以上の区外在住者</u> <u>350円(新設)</u>
		6歳以上12歳未満の者 (在住不問) 70円
		6歳未満 (在住不問) 無料

※宿泊及び宿泊室の日中利用については、使用料は室料であるため、改定はない。

4. 今後のスケジュール

平成26年2月5日 常任委員会報告（条例改正案）
3月 第1回定例会（条例改正案提案）
4月1日 公布（同日施行）

5. ふじみ荘の機能見直しについて

ふじみ荘については、施設の老朽化や社会構造の変化による利用者数の変化に伴い、施設のあり方について検討を行ってきた。利用者数は年々減少し、特に宿泊機能については、稼働率が2割弱となっている。施設使用料については、適正な利用者負担のあり方を踏まえ、平成25年7月1日から改定しているところである。しかし、建物の老朽化が進み、大規模改修が必要であることから、現在の指定管理期間終了後に、平成26年度からの実施計画に掲げているとおり、ふじみ荘の施設の有効活用を図るため、現在のふじみ荘の機能を維持しつつ、宿泊の稼働率を高める見直しを行い、大規模改修を実施する。

平成26年度 機能見直し
平成27年度 機能確定
平成28年度 設計
平成29年度 工事、再開

(参考) 利用者の推移（人）

	昭和46年度	昭和54年度	平成元年度	平成6年度	平成10年度	平成15年度
休憩	34,811	49,512	75,319	74,019	78,703	71,114
宿泊	11,062	10,775	11,907	8,108	6,614	4,870
60歳以上人口	69,339	88,887	120,310	140,729	157,649	174,945
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
休憩	64,523	62,265	56,751	57,014	53,505	
宿泊	2,930	2,971	2,973	2,471	2,798	
60歳以上人口	193,265	199,278	204,834	208,268	211,123	